

4. 学生納付金と奨学金

4-1. 授業料等学生納付金

4-1-1. 授業料の実態

高等教育機関が国や州によって設置・維持され、基本的に授業料を徴収しないドイツやフランスなどと異なり、米国の大学では設置者の別なく授業料を含めた学生納付金 (tuition and fee) を徴収する。授業料等学生納付金による収入は、私立大学にとって最大の、また州立大学にとっては州からの交付金に次ぐ財源となっている。州立、私立の別に関わらず、どちらの場合も入学金等の高額の納付金を授業料以外に徴収されることはない。ただし、授業料等学生納付金の額や内容は州立、私立、さらに同じ設置者であっても機関の種類によって異なっている。¹

州立大学の場合、4年制大学の学部段階 (undergraduate) の授業料等学生納付金 (年間) の額は全国平均で3,000～4,000ドル(40万～50万円)、2年制大学は1,300ドル前後である。同じ州立大学であっても、州立大学 (キャンパスあるいは大学システム) によって授業料は異なり、例えば、ニューヨーク州立大学の授業料はユタ大学よりも60%ほど高くなっている。また、研究大学や博士課程授与大学などの総合大学の授業料は、その他の4年制大学よりも全国平均で25%近く高くなっている。²

一般経費を州からの予算配分によって維持される州立大学に対して、研究経費を除く一般経費を公財政によって維持されない私立の学部段階の授業料は、州立と比べて高く設定されている。特に、総合大学の授業料は学部段階であっても全国平均でおよそ2万ドル(約260万円)、有名大学になると2万5,000ドル近く(約320万円)に達している。これは、州立の総合大学の5倍以上に相当する。また、その他の4年制大学の授業料も全国平均で1万3,000ドル(約170万円)と、同種の州立大学の6倍に相当する。

学部段階 (undergraduate) の授業料は一律か、学部 (college, school) 間における格差があったとしても小さく、その設定の仕方は年単位あるいは学期単位で定められている場合が多い。しかし、第一職業学位取得課程を含めた大学院レベル (graduate/professional) の授業料は、学部 (college, school) ごとに定められるため、学部間で大きく異なり、授業料の設定も1科目 (コース) 当たり (数百ドル) で設定されている場合が多い。³ 私立の大学院レベルの授業料は、州立と比べると高いが、学部段階との格差が少ないのでに対して、州立の大学院レベルの授業料は学部段階よりもかなり高く設定されている。全国平均でみると、歯学、医学及び足病学の課程を提供する職業専門学部の授業料は年間1万ドル以上、他の課程についても5,800ドル以上となっている⁴。このため、大学院レベルにおける州立と私立の設置者別格差は学部段階よりは小さくなっている。

4. 学生納付金と奨学金

表 1-11 設置者別、機関種別の授業料平均額（学部段階）（1999 年）

	州立	私立
	ドル 千円	ドル 千円
総合大学	3,774 (487)	19,312 (2,491)
その他の 4 年制大学	3,090 (399)	13,467 (1,737)
2 年制大学	1,336 (172)	8,107 (1,046)

(注) 州立大学の授業料はいずれも州内学生を対象としたもの。1 ドル=129 円で換算

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

表 1-12 個別大学（学部）の授業料（1999 年）

州立	
	ドル 千円
ユタ大学	2,790 (360)
ニューヨーク州立大学（オルバニー校）	4,453 (574)
テキサス大学（ダラス校）	3,605 (465)
私立	
	ドル 千円
ハーバード大学	24,407 (3,149)
マサチューセッツ工科大学	25,000 (3,225)
スタンフォード大学	23,058 (2,974)

(注) 1 ドル=129 円で換算

(出典) 文部科学省『教育指標の国際比較 平成 14 年版』

表 1-13 設置者別、学部別の授業料平均額（大学院段階）（1999 年）

大学院	カイロプラティック	第一職業学位取得課程									
		歯学	医学	検眼士養成整骨療法	薬学	足病学	獣医学	法学	神学		
州立	4,056	—	10,514	11,574	7,756	11,107	5,855	19,578	8,601	7,740	—
私立	13,955	14,224	32,487	27,544	18,028	23,596	18,190	20,286	21,618	21,060	7,076

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

4-1-2. 学生負担の考え方

州立大学における経費負担の役割は基本的に州が担うものとされ、伝統的に学生の負担は極めて低く抑えられてきた。しかし、州立大学を中心とする戦後の急激な高等教育の規模拡大や 1970 年代の国内経済の停滞、インフレの深刻化などを背景として、経費負担に対する考え方方が問われるようになった。⁵ こうした経緯から、現在の州立大学における学生負担の方針は、州によって多様な状況になっている。

各州の高等教育政策に関する情報の収集分析を行っている州高等教育政策責任者協議会 (SHEEO) の調査（1996 年度実施。ミシガン州及びペンシルバニア州を除く 48 州回答）では、4 年制州立大学の学生納付金に関する基本方針について a) 基本的に州が州立大学の経費を負担することによりできるだけ低額に設定する、b) 州と学生がそれぞれ相応の負担を分担する、c) 受益者負担の考え方を取り込み高めに設定する、d) 各州立大学で異なる、あるいは財

政状況によって異なる、e)その他の5つの選択肢を設定し、州立大学関係者に尋ねている。⁶これによると、a)とb)がともに13州（26州は州単位での方針を定めている）、d)が11州、e)が8州で、c)の受益者負担を基本方針とするのは、フロリダ州とバージニア州の2州であった。ただし、受益者（学生）負担の考え方を探る州であっても、州立大学に対する予算計上等を通して州議会が授業料等の納付金の決定に影響力を行使しており（すなわち、授業料を高く設定することで大学が独自に収入を上げるのであれば、州は州立大学への支出を抑える方針をとる）、各大学理事会がまったくの任意でその額を決定することは難しいものとみられる。

また、上記調査では研究費を除く4年制州立大学の経常費に授業料等学生納付金が占める比率についても調査が行われている。これによると、この質問項目に回答のあった39州における授業料等の納付金の占める比率の平均は35%であった。これを比率の大きさに応じて分類してみると、この比率を25%以下とする州は約2割、4分の3の州では26～50%、50%以上とする州は3州であった。

4-1-3. 州立大学における授業料の設定とその取扱い

州高等教育政策責任者協議会（SHEEO）の調査報告書（1997）によると、州立大学の授業料の設定は、法令上、大学システムに置かれる大学理事会が決定するとされている場合が最も多く、33州、次いで各機関（キャンパス）ごとに設定されるという場合が14州となっている。コロラド州やケンタッキー州のように、調整委員会が設定しているところもある（5州）。州議会が行うとされているのは6州である。⁷

各州立大学が学生から徴収した授業料の取扱いも州によって異なるが、上述の調査によると、各大学（キャンパス）が独自の収入として取得・管理する場合が26州で最も多い。次いで多いのが、州の特別会計に一旦組み込んでから、大学システムあるいは各大学（キャンパス）に配分するところである（9州）。大学システムが各キャンパスの授業料を吸い上げて管理するところも5州ある。州の一般会計の中に組み込まれるのはマサチューセッツ州のみである。

私立大学の授業料がすべての学生に対して一律に課されるものであるのに対し、州立大学の場合は一定の居住要件に照らして州内学生（州立大学のある州の定めた期間よりも長くその州に在住している学生）と州外学生（州立大学のある州に在住していない学生。あるいはその州における学生の在住期間が州の定めた期間よりも短い学生）に分け、州外学生については州内学生よりも2～3倍程度の授業料が徴収される。これは、州内学生が一般に州内出身者で学生本人あるいは学生の家族が納税者であり、州立大学の財源の一部を担っていると見なされているのに対し、他州の出身者である州外学生は、こうした負担を負っていないと見なされるためである。

4-1-4. 授業料の決定要素

大学理事会や調整委員会などによる授業料の決定は、様々な要素を考慮して決定される。

決定は、主に大学内部における諸経費と外部の経済的要素の関係から行われるのが一般的である。これらの要素は、場合によって指標化するなどして直接的な決定要因とされるが、授業料の決定に対してこのように直接関連づけて用いられる要素はあまり多くない。

州高等教育政策責任者協議会 (SHEEO) の調査報告書 (1997) によると、授業料の決定に関して最も考慮される要素は、前年度の額や教育経費などである。

表 1-14 授業料決定に参考とされる要素

	直接運動する要素	間接的に考慮される要素
前年度授業料	18 州	22 州
教育経費	12 州	27 州
州からの予算配分	10 州	27 州
大学（システム）の役割	7 州	23 州
高等教育費指数 (HEPI)	6 州	21 州
類似大学の授業料	5 州	31 州
授業料以外の学生納付金	2 州	31 州
奨学金	2 州	25 州
消費者物価指数 (CPI)	2 州	25 州
州民の（可処分）所得	1 州	17 州
生活費	0 州	21 州

(複数回答)

(出典) SHEEO, *State Tuition and Fee Policies 1996-97*, 1997.

4-2. 奨学制度の考え方と水準

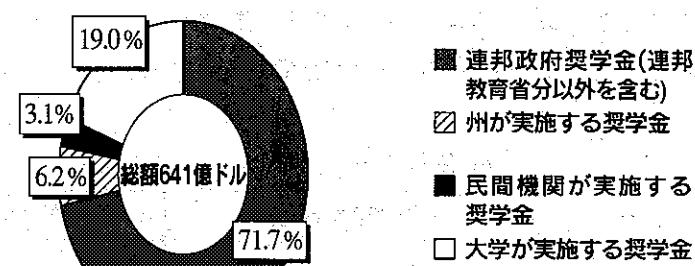
4-2-1. 奨学金の規模

米国内で実施されている奨学金事業は、事業主体により、1)連邦教育省を中心とする連邦政府が実施している奨学金事業、2)州政府が実施している奨学金事業、3)財団等の民間組織が実施している奨学金事業、及び4)大学等が独自に実施している奨学金事業の4種類に大別される。

高等教育に関する専門紙 The Chronicle of Higher Education が大学入試委員会 (College Entrance Examination Board) のデータからまとめたところによると、国内で支給されている奨学金（給与及びローンを含む）は総額で約 641 億ドル（約 7 兆円）である。このうち連邦政府が支給する奨学金は約 460 億ドル（約 5 兆円）で、全体の 7 割以上を占める。中でも連邦教育省が扱う奨学金事業が最も大きく、連邦政府奨学金事業の約 95%，奨学金事業全体に占める比率でも 68% に達している（実額 436 億ドル）。⁸

連邦政府に次いで多いのが、大学等が実施しているもので全体の 19% を占めている。州の支給する奨学金は（給与及びローン）は約 40 億ドルで全体の 6 % 程度を占めるに過ぎない。

図 1-7 実施主体別奨学金の比率（1998 年度）

(出典) *The Chronicle Almanac 2000-2001*

4-2-2. 普及の程度

設置者の別、あるいは教育段階の別を問わず、いずれの大学の在学者（フルタイム学生）も、半数以上が何らかの奨学金を受給している。事業規模からもわかるように、いずれの機関、教育段階においても、最も普及しているのは、連邦政府奨学金である。ただし、1人当たりの受給額や、受給している奨学金の事業主体は、設置者及び教育段階によって違いがある。

表 1-15 学部学生（フルタイム学生）の奨学金受給状況（1995 年）

	1人当たり平均 合計受給額 (1999 年)	何らかの奨学金を 受けている者の比率	事業主体別受給率			
			連邦	州	大学	その他
全体平均	6,206 ドル	68.4%	55.6	19.8	27.7	10.9
州立	—	62.8	50.8	17.4	18.8	9.3
博士号取得課程を有する 4 年制大学	6,693	65.4	51.9	17.6	22.9	11.0
その他の 4 年制大学	5,319	69.3	59.8	22.8	19.1	8.6
2 年制大学	2,311	55.9	44.5	13.5	13.9	7.4
私立	—	80.3	64.0	28.1	56.3	14.0
博士号取得課程を有する 4 年制大学	13,843	70.6	55.4	19.5	52.3	13.3
その他の 4 年制大学	10,224	85.6	68.3	33.1	60.5	14.6
2 年制大学等	6,328	79.2	67.5	24.0	33.9	11.4

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000* 及び連邦教育省ホームページ掲載資料

学部段階において、何らかの奨学金を受給しているフルタイム学生の比率は全体の平均で約7割(68.4%)であり、州立のみでは約6割(62.3%)、私立のみでは8割以上(80.3%)に達している。4年制大学在学者の平均受給額は5,000~14,000ドルであり、これは州立の授業料等学生納付金よりも多く、私立のそれの7~8割程度に相当する。設置者及び機関種の別を問わず、最も受給率が高いのは連邦奨学金であるが、私立においては大学の支給する奨学金の受給率が5割以上に達している点で州立と異なる。また、州が支給する奨学金についても、受給率は私立在学者の方が高い。⁹

大学院レベルにおいては、全体平均でフルタイム学生の約4分の3(76.1%)が何らかの奨学金を受給している。1人当たり受給額は学部段階よりも高く、平均で約2万ドルとなっている。事業主体別の受給率では連邦奨学金の受給率が最も高いが、学部段階と比べるとやや低く、5割を下回っている(49.3%)。これに対して、大学が支給する奨学金の受給率は学部段階を大きく上回り、全体平均で4割以上(43.4%)、州立だけでも4割前後に上っている。特に、博士号取得課程在学者については州立、私立とも7割以上が大学からの奨学金を受給している。¹⁰

表 1-16 大学院学生(フルタイム学生)の奨学金受給状況(1995年)

1人当たり 平均合計 受給額 (1995年)	受給率						
	何らかの 奨学金を 受けている 者の比率	事業主体別受給率					
		連邦	州	大学	雇用者	その他	%
全体平均	ドル	76.1	49.3	4.1	43.4	9.6	22.7
修士号取得課程在学者	19,521	72.6	43.6	2.4	42.8	16.4	22.5
州立	16,431	74.7	40.7	3.0	45.6	16.7	31.4
私立	14,036	69.4	48.2	1.4	38.3	15.9	8.7
博士号取得課程を持つ4年制大学	14,230	76.5	40.5	2.6	47.9	19.2	34.1
州立	12,971	66.0	41.4	5.1	35.0	4.9	18.7
私立	14,230	71.2	44.6	1.5	42.2	20.2	11.5
その他の4年制大学	12,133	65.4	56.1	1.3	29.7	6.6	2.6
第一職業学位取得課程在学者	12,133	82.9	27.6	0.6	75.7	4.0	53.4
州立	22,663	85.9	27.6	1.0	77.8	5.1	62.1
私立	19,047	77.5	27.6	0.0	72.0	2.1	37.9
専門職業課程在学者	28,634	83.2	73.9	9.4	31.6	2.2	8.7
州立	18,832	85.7	79.5	9.7	33.5	1.2	8.0
私立	26,043	81.0	69.3	9.2	30.0	3.1	9.3

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000* 及び連邦教育省ホームページ掲載資料

4-3. 主な連邦奨学金

連邦政府は、最大の奨学金事業主体であり、学生の受給率も最も高い。連邦政府が実施する奨学金事業には多様な種類があるが、最も利用されている（普及している）奨学金は、ペル奨学金(Pell Grant)をはじめとする高等教育法のTitle IVで定められたものである。何らかの連邦奨学金を受給しているフルタイムの学部学生は半数以上(55.6%)に上るが、高等教育法のTitle IVに基づく何らかの奨学金を受給している者の比率は、ほぼこの比率に重なっており(54.7%)、連邦奨学金受給者のほとんどは高等教育法のTitle IVの奨学金の受給者ということができる。

高等教育法のTitle IVに基づく奨学金は、奨学金の性格や実際の管理主体などから、ペル奨学金、連邦政府と連邦奨学金プログラムを利用する高等教育機関が一定の比率で資金を出し合うキャンパス・ベース・プログラム、連邦保障の貸与奨学金（ローン）の三つに大別される。各事業の概要は次のとおりである。¹¹⁾

表 1-17 連邦奨学金の受給状況（フルタイムの学部学生）（1995年）

何らかの連邦奨学金を受給している者の比率	高等教育法 Title IVに基づく奨学金								
	高等教育法 Title IVに基づく何らかの奨学金の受給者	ペル奨学金	教育機会補助給与奨学金	ワーク・スタディ	パークインス貸与奨学金	スタッフオード貸与奨学金	父母貸与奨学金	その他	合計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%
全体平均	55.6	54.7	30.1	9.1	9.0	7.6	42.2	5.0	
州立	50.8	49.9	29.2	7.2	5.4	5.4	36.0	3.7	
私立	64.0	63.2	27.4	13.0	21.0	14.4	55.1	8.2	

(出典) U.S Department of Education, *Digest of Education Statistics 2000*

4-3-1. ペル奨学金 (Pell Grant)

1972年高等教育改正法により創設された、学生の経済的必要度のみを資格要件とする連邦政府による最大の給与奨学金である。対象は学部学生のみ。資格要件については、経済的援助の必要度をペル奨学金固有の方式により算出し、決定される。給与額は年400～3,300ドル。1999年の平均受給額は1,923ドル(24.8万円)、受給者数381万人であった。

4-3-2. キャンパス・ベース・プログラム

連邦奨学金プログラムのうち、連邦政府と各高等教育機関が資金を出し合って実施されるものは「キャンパス・ベース・プログラム」と呼ばれる。「キャンパス・ベース・プログラム」は、「教育機会補助給与奨学金」、「ワーク・スタディ」、「パークインス貸与奨学金」三つの奨学金プログラムから成る。

・教育機会補助給与奨学金 (Supplemental Educational Opportunity Grants : SEOG)

この奨学金は、ペル奨学金を受けている学生の中でも生計がきわめて困窮している

学生を対象に支給されるものである。ペル奨学金に加え、年 100 ~4,000 ドルが支給される。連邦の負担率は 75%。1999 年の平均受給額は 554 ドル (7.1 万円)、受給者数 112 万人であった。

・ワーク・スタディ (College Work Study : CWS)

各大学が学生の技能、特質、授業予定などを考慮し学生に仕事を与え、その労働に対する賃金の形で奨学金を支給する。賃金については、一般に連邦の最低賃金が保障される。連邦の負担率は 75%。1999 年の平均受給額は 1,123 ドル (14.5 万円)、受給者数 93 万人であった。

・ペーキンズ貸与奨学金 (Perkins Student Loans)

連邦の負担率は年ごとに定められている (1993 年度は 66.7%)。貸与限度総額は、学部生については年 4,000 ドル、大学院生については年 6,000 ドル。返還時の利率は 5%。1999 年の平均受給額は 1,516 ドル (19.6 万円)、受給者数 70 万人であった。

4-3-3. 連邦保証貸与奨学金 (Guaranteed Student Loan Programs)

連邦保証貸与奨学金 (ローン) には、「スタッフード貸与奨学金」、「父母貸与奨学金」がある。これらのプログラムは、基本的に、連邦の保証の下、民間金融機関が貸し出す。近年は、連邦政府が直接の貸し手となるプログラムも開始されている。

・スタッフード貸与奨学金 (Stafford Student Loan Program)

銀行その他の民間金融機関、場合によっては、州や高等教育機関自身が貸し手となって、連邦政府が返還時の利息の一部の補助及び貸与額の保証を行う。1993 年からは連邦政府自身が直接の貸し手となるプログラムも開始された。経済的援助の必要度に基づき受給額が決定される。年間の貸与限度額は、2 年生までが 3,500 ドル、3 年生以上は 5,500 ドル、大学院生は 8,500 ドルである (いずれも、学生が被扶養者の場合。以下同)。学部在学期間中の貸与限度総額は学部 23,000 ドルである。利率は米国財務省短期債券の利率を基準に設定 (上限 8.25%) される。1999 年の平均受給額は、卒業時から利子の付くものが 3,509 ドル (45.3 万円)、受給者数 424 万人であった。また、支給時点から利子の付くものについては 4,057 ドル (52.3 万円)、受給者数 281 万人であった。

・父母貸与奨学金 (Parent Loans for Undergraduate Student Program : PLUS)

父母貸与奨学金は、父母等の保護者を対象に支給されるもので、保護者の年収とは関係なく貸与される。銀行その他の民間金融機関、場合によっては、州や高等教育機関自身が貸し手となって、連邦政府が返還時の利息の一部の補助及び貸与額の保証を行う。1993 年からは連邦政府自身が直接の貸し手となるプログラムも開始された。貸与限度額 (年間) は授業料に応じて決定される。利率は米国財務省短期債券の利率を基準に決定される (上限 9 %)。

4-3-4. 連邦奨学生の受給額算定方法

授業料等学生納付金の額の決定は奨学生制度の充実の程度と合わせて検討すべきであるという指摘は、カーネギー高等教育審議会をはじめとする関係団体等による政策提言やカリフオルニア州のマスター・プランなどの政策文書の中でもみられるものである。

連邦教育省が所管する奨学生事業では、こうした点を「パッケージ (package)」という考え方によって補っている。パッケージとは、学費及び当該学生あるいは学生の家庭の負担能力から必要額 (financial need) を算定し、負担能力に応じて条件の異なる奨学生を組み合わせて支給するものである。すなわち、必要額が同じ学生には、本来同じ額が支給されるべきであるが、負担能力が低い学生には支給額に占める給与奨学生の比率を高く、負担能力の高い学生にはローンの比率を高く設定した「パッケージ」が支給される。¹²

(事例)

ミシガン大学（州立）の学生Aに対するパッケージ

学生Aの家族はフィラデルフィアのアパートで生活している。4人家族で弟がいる。家庭の収入は18,000ドル。両親には4,000ドルの貯蓄有り。ハイスクール時代の成績が優秀であったことから、学生Aには大学独自の奨学生が支給されている（下記の各額の算定は一定の公式に従って大学の奨学生担当事務局が実施）。

教育経費（授業料等）	16,900 ドル
両親の負担額	— 0
学生の負担額（最小限）	— 700
必要額 (financial need)	16,200

連邦奨学生

ペル給与奨学生	1,950
補助的教育機会給与奨学生	3,000
ワーク・スタディ	1,600
ペーキシス貸与奨学生（返還時の利率低）	1,600
スタッフード貸与奨学生（返還時の利率高）	2,625
大学独自の給与奨学生（成績優秀者対象）	2,000
大学独自の給与奨学生	2,900
奨学生支給額	15,675

差額の525ドルは父母ロー

ンやワーク・スタディを増や

すなどで埋め合させる

（出典）社団法人日本私立大学連盟学生部会『新・奨学生制度論-日本の高等教育発展のために』、1991年